

第4章 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障害などによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

配偶者からの暴力、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因です。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体やこころに一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多くみられます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために行政はもちろん、都民、事業者、民間団体等が力を合わせて取り組まなければなりません。

また、暴力表現や配慮を欠いた性表現を防ぐなど、メディアにおける人権の尊重を確保することも重要です。

男性も女性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提です。特に、妊娠・出産期の女性への支援や、こころの健康づくりについても大きな課題として取り組んでいかなければなりません。このようなことに配慮し、男女の生涯を通じた健康の支援のための対策を推進する必要があります。

4. 人権が尊重される社会の形成

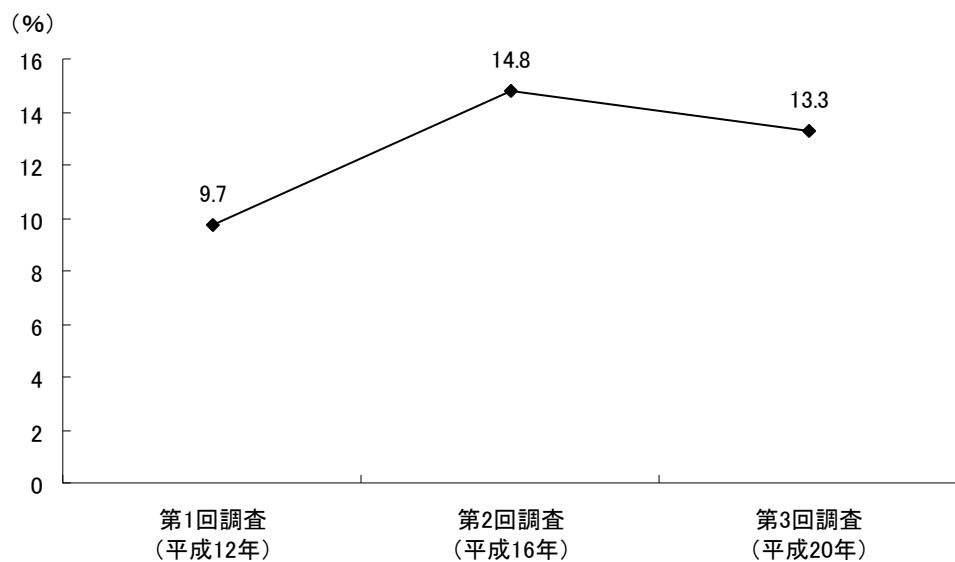
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

① 性暴力・ストーカー等の防止

■ 現状・課題

- 性犯罪やストーカー行為は、重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。その被害は特に女性に多く、これらの行為により、被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成21年をピークに高止まりの傾向を示しており、平成22年は1,032件で、被害者の86%が女性です。また、ストーカー規制法による検挙者数は緩やかな増加傾向にあり、警告の件数も平成17年以降増加を続けています。ストーカー規制法が平成12年11月に施行されてから10年以上が経過しましたが、ストーカー行為は減少していないものと考えられます。
- 東京都が設置した犯罪被害者の総合相談窓口における性犯罪被害に関する相談・支援件数は、平成22年度には延べ1,600件を超え、全体のおよそ3分の1を占めています。しかし、法務省の「第3回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強姦や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは1割程度にすぎません。
- 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、男性から無理やり性交された被害者の6割は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。
- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- 被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要になります。しかし、複数の機関を訪問することは苦痛です。国の「第2次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進のための取組を進めていくこととされており、被害女性が必要とする支援を一か所で受けられる体制の整備が求められます。

性的事件の被害申告率の推移（全国）



資料：法務省「第3回犯罪被害実態(暗数)調査(平成20年)」

■ 取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・ストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、性犯罪、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を周知することが必要です。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切に対応する必要があります。
- 被害者が、様々な支援を一か所で受けられる体制の整備について検討することが必要です。

<都に求める取組>

- 性暴力、ストーカー行為等による被害者に対する支援を実施する必要があります。
- 性犯罪等の防止と相談しやすい体制等の充実、被害者への配慮の徹底が必要です。
- 性犯罪・性暴力への対応と取締りの強化が必要です。
- 性犯罪等に関する様々な支援を一か所で受けられる体制の整備について検討することが必要です。

<都民・事業者に求められる行動>

- 性犯罪、ストーカー行為の防止は、重要な社会的課題であることの認識を深めることが求められます。
- 民間団体等は、その機能を活かし、被害者相談や被害者への支援を行うことが必要です。

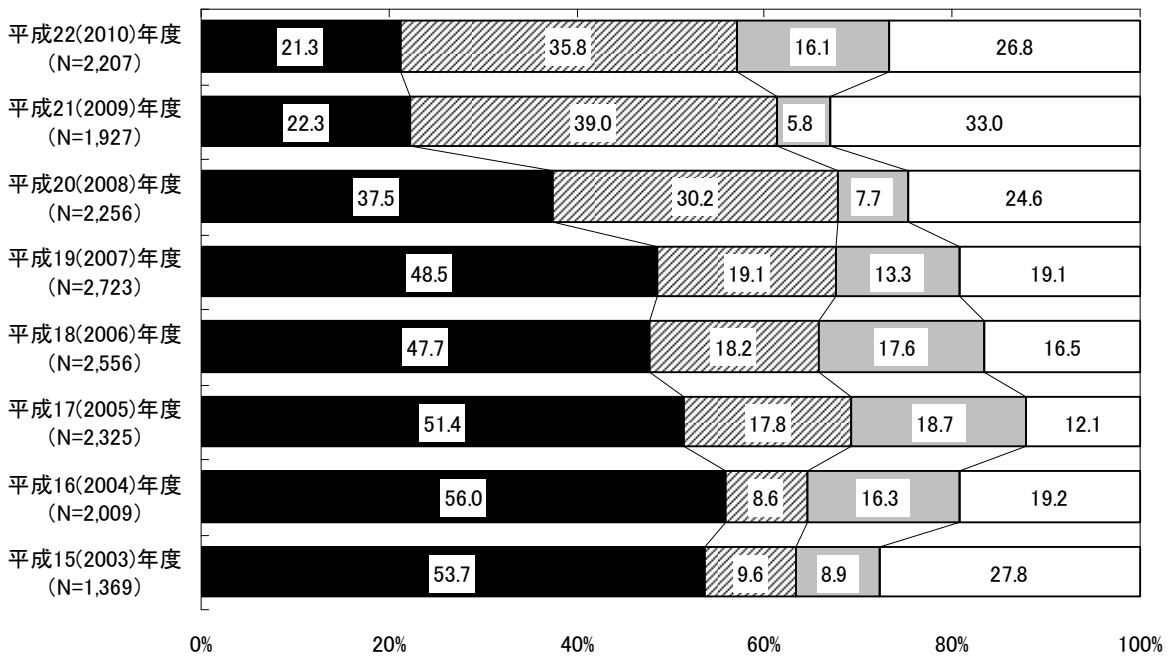
② セクシュアル・ハラスメントの防止

■ 現状・課題

- セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為であり、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があるため、男女を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。
- 都は、東京都男女平等参画基本条例第14条において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。
- 雇用の場においては、平成19年に施行された改正男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントに対する防止措置が事業主の責務とされたほか、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも防止対策の対象とされました。
- 都への労働相談の内容では、対価型・地位利用型セクシュアル・ハラスメントに代わり、環境型セクシュアル・ハラスメントの割合が増加傾向にあります。
- 教育現場においても、セクシュアル・ハラスメントへの対応が求められています。都内の教育機関では、これまでにも教職員の研修や相談窓口の設置などの取組が行われていますが、今後も、教育の場における人権侵害の防止と被害者の保護を徹底する必要があります。
- また、近年、職場における人権侵害として、パワーハラスメントの問題が深刻化しています。パワーハラスメントについては、業務上の指導との線引きが難しいという側面があるものの、セクシュアル・ハラスメントと同様に、パワーハラスメントが社会的に許されない行為であることを認識させるための取組が必要です。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）

- 対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- 環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談
- その他・不明



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」

■ 取組の方向性

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進める必要があります。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促す必要があります。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

<都に求める取組>

- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、法令の周知や相談体制を整備する必要があります。
- 都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント行為を行った者については、引き続き厳正な措置を行う必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 企業等においては、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施し、取組を強化するとともに、従業員に対して周知することが必要です。
 - 相談しやすく、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備を進める必要があります。
 - 教育機関等においても、研修を実施するなど積極的な取組が望まれます。
-

セクシュアル・ハラスメント

- ※ 対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメント 職場の地位を利用し、性的関係を強要しそれを拒否した労働者を解雇するなど、性的言動に対する労働者の対応によってその労働者を解雇したり降格や減給などの不利益を負わせるような行為をいいます。
- ※ 環境型セクシュアル・ハラスメント 労働者が抗議しているにもかかわらず、職場にヌードポスターなどを掲示し、労働者の就業意識を低下させるなど、性的言動によって労働者の就業環境を不快にさせ労働者の就業に支障を生じさせるような行為をいいます。

パワーハラスメント

職場において、職務上の地位や影響力をを利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行うことにより、その人の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

■ 現状・課題

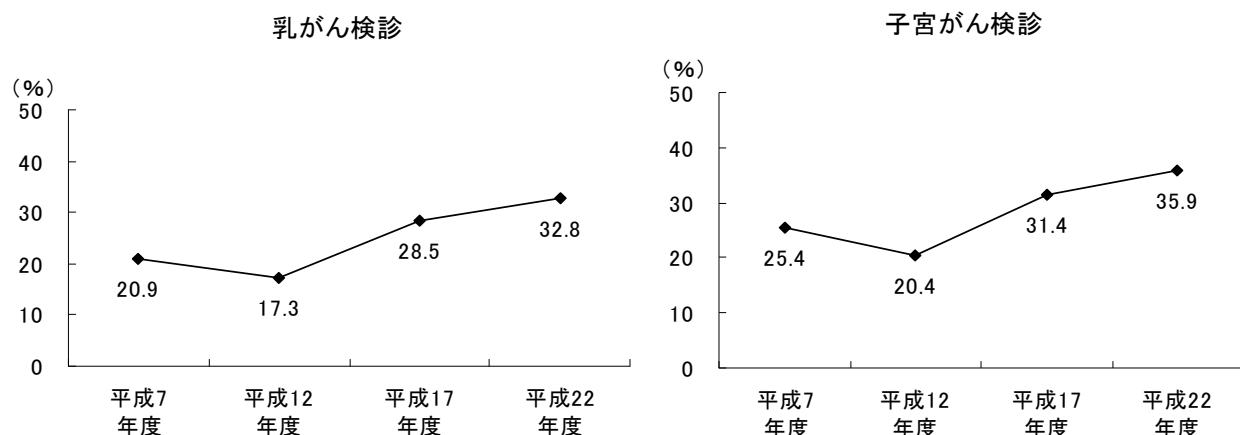
- 男女平等参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。また、心身の健康についての正しい知識や情報を入手して、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになることが重要です。近年では、男女それぞれの性差に留意した適切な治療や女性特有の健康上の問題を相談しやすい医療環境づくりに対する取組が行われています。
- 妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して安全に子供を産むことができる環境を維持する必要があります。職場においても、母性保護の観点から妊娠中の女性に対する配慮が必要です。また、出産は女性の心身に様々な影響を及ぼしますが、産後の子供との生活を健やかに送るように適切な支援を行うことも重要です。全国の周産期死亡率、妊産婦死亡率、乳児死亡率、新生児死亡率といった母子保健に関する指標は、いずれも低下傾向にあります。
- 一方、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける男女が増加していることから、その対策を推進する必要があります。
- 男女の健康を支える上で、医師を中心とした医療関係者が大きな役割を持っています。平成20年末時点での東京都の人口10万人に対する医師数と産婦人科・産科医師数は全国平均を上回っており、医療基盤の整備が進んでいると言えます。ただし、産婦人科・産科医の人数の推移を見ると、長期的には減少傾向にあり、産婦人科・産科医を確保し、安心して出産することのできる環境を整えていくことが急務です。
- 近年、若年層において、未熟な性意識や無責任な性行動がみられます。人工妊娠中絶件数は、全国では減少しており、東京都でも減少傾向にありますが、24歳以下の若年層が約3割を占めています。また、全国の性感染症の報告数は近年減少傾向にありますが、15～24歳の若年層が全体の2～4割を占めています。学校教育とも連携し、引き続き、効果的な予防啓発等に取り組んでいく必要があります。
- 東京都のがんによる死亡率は男女ともに減少傾向にありますが、乳がんによる女性の死亡率は、全国に比較し高くなっています。一方、東京都のがん検診受診率については、「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」によると、乳がん・子宮がん検診を過去2年以内に受けた人は、全体の30%を超えるにとどまり、検診を受けることが習慣として定着していません。
- こころの健康づくりも課題の一つです。平成21年度の東京都福祉保健基礎調査によると、毎日の生活の中で、悩みやストレスが「ある」（「たまにある」、「よくある」と回答した人の合計）と回答した人は66.4%でした。男性62.8%、女性69.7%と女性の方がストレスがあるという人が多く、特に、20歳代から40歳代の女性では、約8割に達します。悩みやストレスの原因として、男女で違いがみられます。上位3つを挙げると、男性では、「自分の仕事」64.4%、「収入・家計・借金など」35.9%、「家族以外との人間関係」27.2%であり、女性では、「自分の仕事」36.9%、「家族以外との人間関係」32.1%、「収入・家計・借金など」31.3%となっています。相談先とし

では、男性は「家族」が 34.8%、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」が 30.4%、「友人・知人」が 26.8%であり、女性では「友人・知人」が 49.6%、「家族」が 47.4%、「相談する必要はないので、誰にも相談していない」が 16.1%と回答しています。

○東京都の自殺者数は平成 10 年に急増して 2,740 人となり、その後は横ばいの状況です。

自殺者のうち、およそ 3 分の 2 が男性となっています。年代別に見ると、男性の 50 歳代後半から 60 歳代後半の自殺率が特に高くなっています。

乳がん・子宮がんの検診受診率（都）



資料：東京都福祉保健局「健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査」

注：平成 17 年度までは東京都福祉保健局「老人保健法等に基づく健康診査及び

がん検診の対象人口率調査」

■ 取組の方向性

- 男女の生涯を通じた健康づくりを支援するため、医療関係機関等と連携し、性や年代に応じた健康支援を充実させる必要があります。
- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、医療関係機関等と連携して産婦人科医の確保等の母子保健医療体制の整備に努める必要があります。
- 性感染症など性に関する知識の普及を図ることが大切です。特に若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施する必要があります。
- 乳がん・子宫がん等に関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率の向上に向けた取組を行う必要があります。
- こころの健康づくりについては、悩みやストレスに対する受け止め方や対応、相談することの意義等について普及啓発を図る必要があります。

<都に求める取組>

- 各年代に応じた健康支援を充実していく必要があります。
- 女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に女性の心身を総合的に診察する専門外来の整備に引き続き取り組む必要があります。
- 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる不妊治療に要する費用について、経済的負担の軽減を図ることが必要です。
- 安心して出産できる環境を確保していく上でも、医療関係機関等と連携して産婦人科医の確保等の母子保健医療体制の整備に努める必要があります。
- 若年層に対して、発達段階に応じた適切な性教育を実施する必要があります。
- 早期発見、早期治療により死亡率を下げることのできる乳がん・子宮がん等に関する正しい知識の普及啓発やがん検診受診率を向上させる取組が必要です。
- うつの早期発見や診療体制の強化、自殺の未然防止や相談体制を強化するなど、こころの健康づくりに関する取組を進める必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 出産・育児準備等への支援が必要です。
- 医師、医療関係者は、性差に応じた健康支援や健康指導、母性保護等に十分な配慮が必要です。
- 発達段階を踏まえた適切な性教育の実施が求められます。
- 事業所等においては、過重労働の削減に取り組むとともに、メンタルヘルス対策等のこころの健康づくりへの取組が必要です。

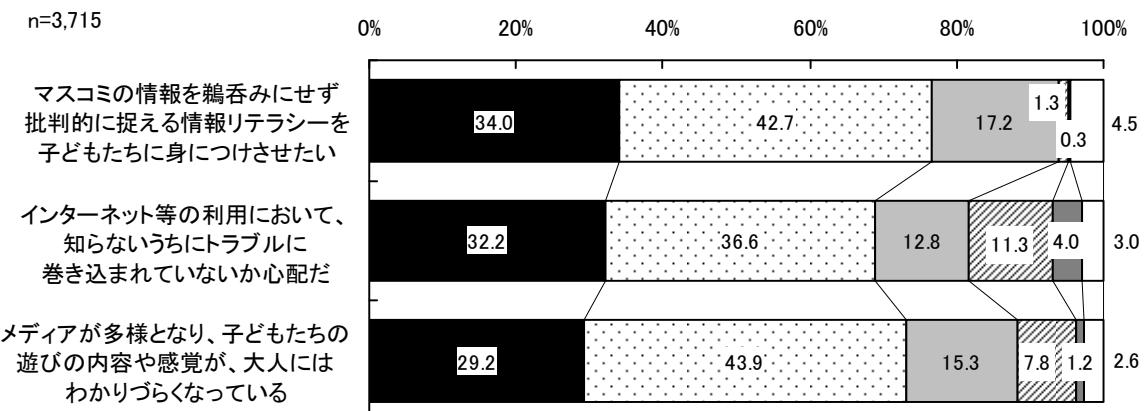
(3) 男女平等参画とメディア

■ 現状・課題

- メディアは影響力も大きく、男女平等参画に関する情報の提供や平等参画意識を高めるのに大きな効果があると考えられます。また、インターネット等を活用した情報提供も有用です。
- しかし、メディアの提供する情報の中には、性別役割分業に基づくステレオタイプの男女像や女性や子供を性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現等も見受けられ、男女平等参画を阻害する要因の一つになっています。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、テレビやインターネット等のメディアにおける性・暴力表現について問題があると考えている人が8割に達しています。
- 表現の自由を十分に尊重しつつ、表現される側の人権や性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。
- 東京都では、平成22年12月に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、青少年の健全な育成を図るため、インターネット利用環境の整備等に関する規定や児童ポルノの根絶等に係る都の責務等に関する規定を設けました。今後も、この条例に基づき対応していく必要があります。
- 一方、日本PTA全国協議会の調査では、保護者の7割以上が「マスコミの情報を鵜呑みにせず批判的に捉える情報リテラシーを子どもたちに身につけさせたい」と考えています。一人ひとりが情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身につける必要があります。

子どものメディア接触に対する問題点（全国）

■非常にそう思う □ややそう思う □どちらともいえない □あまりそう思わない □全くそう思わない □無回答



資料：日本PTA全国協議会「子どもとメディアに関する調査（平成22年度）」

■ 取組の方向性

- 表現の自由を十分に尊重しつつ、メディア事業者自身による暴力や性表現の自粛等、自主的な取組を促すことが必要です。
- 情報の受け手側がメディアを主体的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく能力の育成を図ることが重要です。

<都に求める取組>

- 都が作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現を促進する必要があります。
- 不健全図書類等の区分陳列を徹底する必要があります。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行う必要があります。
- 情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成する必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 各メディアにおいては、倫理規定の遵守の徹底が必要です。
- インターネット利用について、フィルタリングを利用したサービスの普及、家庭内のルールづくりなど、適正な利用に向けた取組が求められます。
- 情報の受け手側がメディアを主体的に読み解き、メディアを使って自分の考えを表現していく能力を育成するための支援を行う必要があります。